

議員提出議案第8号

高額療養費制度の自己負担引き上げの撤回を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月24日

前住孝行
市谷知子

山川智帆

高額療養費制度の自己負担引き上げの撤回を求める意見書

高額療養費制度は、大きな病気や事故で高額な医療費がかかった際、患者の年収に応じて自己負担月額の上限を設けるものであり、全世代にとって欠かせないセーフティネットである。

現在、開会中の第217回通常国会に提出された新年度予算案には、当初、高額療養費制度について、多数回該当者の自己負担引き上げや低所得者も含め、全ての所得層において3年間で段階的に自己負担月額の上限を大幅に引き上げることが盛り込まれていた。しかし、がん患者や難病患者などから「治療が続けられない」「命綱を断ち切るものだ」という切迫した声が上がったため、政府は、2026年度以降の制度の在り方については、「2025年秋までに患者団体の意見を承った上で、増大する高額療養費を能力に応じてどのように分かち合うかという観点から改めて方針を検討し、決定したい」として、見直しを行う意向を示す一方で、2025年8月からの患者負担の引き上げは予定通り実施するとし、新年度予算案は修正されることなく衆議院を通過した。しかし、その後の参議院での審議を踏まえ、総理が患者団体と面会し、2025年8月からの患者負担の引き上げも凍結することとなった。ただし、あくまで凍結であって、前述したように、今秋までに再検討することとされており、「患者負担引き上げ」の根が絶たれたわけではない。

2025年8月から予定されていた負担増は、70歳未満の多くが該当し、全国約4,120万人が対象となる約370万円～770万円の年収区分では、自己負担額の上限が月額80,100円から88,200円に約10%も増額されるほか、70歳以上の最も高い年収区分では、月額57,600円から60,600円に増額されるなど、患者やその家族の生活に大きな影響を与えるものであった。

現在のがん治療は、長期にわたって継続して治療を受けることを前提とした治療方法や治療薬が増えており、患者とその家族の中には、仕事や日常生活を続けながら、毎月一定の医療費を支払い、ぎりぎりの生活を余儀なくされている方も少なくなく、自己負担が増えれば、生活そのものが成り立たなくなり、治療の継続を断念せざるを得なくなる患者や家族が生じる危険性があることから、命にかかわる重大な問題である。

よって、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費制度の自己負

担引き上げを撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
総 務 大 臣 様
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣